

砺波市結婚新生活支援補助金チェックリスト

【対象者】

- 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること
- 婚姻日において夫婦ともに39歳以下であること
- 令和7年中の夫婦の所得合計が500万円未満であること
 - ※貸与型奨学金を返済している場合、令和7年の年間返済額を控除する
- 申請時において、夫婦の住所が砺波市内の申請に係る住宅となっていること
- 補助金の交付を受けた日から1年以上、市内に居住する意思があること
- 夫婦ともに市税等の滞納がないこと
- 夫婦ともに過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと
 - ※他の補助金との併用は原則不可（家賃支援補助金は併用可ですが、同じ月に対して両方の補助を受けることはできません。）
- 夫婦ともに次のいずれかの講座等を受講していること
 - ①ライフデザイン支援講座
 - ②プレコンセプトケアに関する講座
 - ③医療機関への妊娠・出産に係る相談
 - ④共家事・子育て講座

【対象経費】

婚姻に伴う新生活を開始する際の費用

- ①住宅取得費用
- ②住宅賃借費用（賃料、敷金・礼金、共益費、仲介手数料）
- ③リフォーム費用（倉庫、車庫や外構に係る工事等、家電購入・設置に係る工事等は対象外）
- ④引越費用（引越業者または運送業者に支払った費用）

※令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払ったものに限る

※住宅賃借費用は、婚姻後の家賃が対象となります。ただし、契約書や申込書で夫婦2人のお名前と続柄が確認できる場合は、婚姻前の費用も対象とできます。

【補助金額】

夫婦が実際に支払った金額で、次のいずれかを上限とする

- ①夫婦ともに29歳以下 上限60万円
- ②夫婦の一方または双方が30～39歳 上限30万円

※補助上限額に達しなかった場合、翌年度に限り継続交付可能



【返還要件】

次に該当したときは、返還を求める場合があります。

- ・偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- ・補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

手続きの流れ

①申請のご予約（R 8. 6. 1～）

※婚姻前でもご予約可能です。予算に達した場合、予約を受け付けられない場合がございます。お早めにご相談・ご予約ください。

●お持ちいただくもの

- 夫婦の所得証明書（令和7年分）
- 対象経費の額がわかる書類（見積書、賃貸借契約書等）



②交付申請及び請求

●提出期間（R 8. 6. 1～R 9. 3. 31）

対象経費を支払った後

●提出するもの

- 交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- 世帯員全員の記載がある住民票の写し（続柄の記載があり、発行から3か月以内）
- 夫婦の所得証明書（令和7年分）
- 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し（住宅を取得した場合）
- 住宅の賃貸借契約書の写し（賃貸住宅の場合）
- リフォーム工事の工事請負契約書又は請書の写し（リフォームをした場合）
- 引越にかかった費用の明細が分かる見積書等の写し（引越に業者を利用した場合）
- 対象経費の領収書又は支払が確認できる書類の写し
- 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類の写し（貸与型奨学金を返済している場合）
- 夫婦の住宅手当の支給状況を証明できる書類（住宅を賃借した場合）
※給与所得者である場合は、住宅手当等をもっていない場合もご提出ください。
- 離職票又は雇用保険受給資格者証の写し（婚姻を機に離職した場合）
- 市税等納付（納入）状況確認承諾書 ※18歳以上の世帯員全員分
- 交付請求書（様式第3号）
- 振込先がわかる通帳又はキャッシュカードの写し



1～2か月程度（不備等がない場合）

③ 指定口座へ振込

〈問合せ先〉

砺波市役所 市民生活課

TEL：0763-33-1172

E-mail：seikatsu@city.tonami.lg.jp